

【資料】

地域未来投資促進法に係る「新潟市・聖籠町基本計画（案）」について

1 地域未来投資促進法のねらい

平成 29 年 7 月 31 日、企業立地促進法(旧法)の改正法となる地域未来投資促進法(新法)が施行。

- 地域特性を踏まえた地域経済けん引事業分野を設定したうえで、地域経済における「稼ぐ力」の好循環に向けた取組を支援
- 事業者の選定においては、地域への経済的波及効果に着目
- ※ 集積業種の指定 ⇒ 地域経済けん引事業分野の指定、複数計画策定可能

2 事業者等への国の支援

〈旧法〉 地方税(不動産取得税など)の軽減に対する減収補てん、日本政策金融公庫低利融資

〈新法〉 税制：法人税の税額控除(機械・装置等 4%、建物等 2%)、地方税の軽減に対する減収補てん
補助等：地方創生交付金等の活用による各種補助金、ファンド創設によるリスクマネーの供給
規制特例：農地転用等に係る配慮

3 基本計画の必要性・方向性

〈計画の必要性〉

- 企業が支援措置を受けるためには、新法に基づき
　　自治体：基本計画を策定（国同意）
　　企 業：基本計画に基づく地域経済けん引事業計画策定（県承認）
- 新法施行後は、旧法に基づく支援措置を受けることが不可能となっている。

※ 新潟県では本年 9 月県議会にて、不動産取得税の特例措置に係る産業集積条例の改正を予定。

〈計画の方向性〉

- 高い付加価値を創出する地域特性を活かした地域経済けん引事業分野に対し集中支援を行う。
- 旧法基本計画で業種指定した事業について、今後も支援措置が受けられるよう、地域経済けん引事業分野を設定する。

○ 策定者：新潟市・聖籠町・新潟県

○ 計画期間：5 年間（国同意の日～平成 35 年 3 月末）

○ 地域経済牽引事業分野（下記）

分 野		〈参考 H24 経済センサス〉
1	高い農業産出額を生かした、食品・バイオ関連産業分野	[対象] 従業員数の 23.1% (78,393/340,033 人)
2	航空機部品産業の集積を活用した成長ものづくり分野	付加価値額の 26.2% (382,714/1,463,401 百万円)
3	機械・金属関連産業の集積を活用したものづくり分野	
4	ICT 産業・高等教育機関の集積を活用した第 4 次産業革命分野	
5	港湾・空港の拠点性を活用したエネルギー・物流分野	

4 基本計画の目標等

○ 経済的効果の目標

	基準値	目標値の考え方	目標値(H34)
全業種付加価値額	1兆 4,634 億 100 万円 (H24 経済センサス)	4,600 万円(付加価値額の増) × 20 件/年 × 5 年間 × 2.5(経済波及効果)	1兆 4,749 億 100 万円 (115 億円(1% 増))

注) 全業種付加価値額：全業種に係る企業全体の利益、社員への給与、租税公課を合算した額

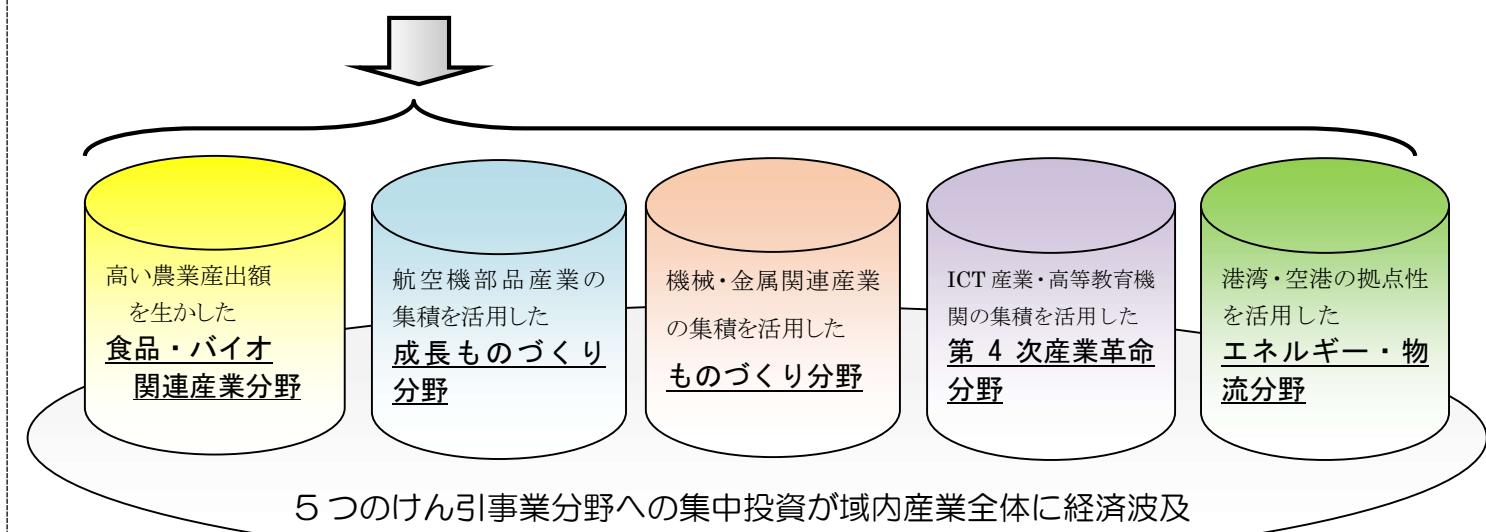
- KPI（任意設定） ※ 地方版まち・ひと・しごと総合戦略等に基づき数值設定
　　企業立地数 33 件/年 新規雇用創出数 320 人/年

5 地域経済けん引事業要件と基本計画イメージ

○ 要件

- ① 指定する 5 つの事業分野に該当すること
- ② 事業期間内に 3,700 万円（県内 1 事業所あたり平均付加価値額）以上の付加価値増が見込まれること
- ③ 促進区域に所在する事業所での従業員数が開始年度比で増加する見込みであること

上記 3 つの要件を満たす地域経済けん引事業計画に対し集中支援



参考 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年 8 月 9 日～9 月 8 日 パブリックコメントの実施

9 月 経済産業省等関係機関との協議

10 月 国への同意申請